

# 登記手続案内をご利用の皆様へ

登記申請書の様式、作成方法（記載例）については、  
「法務局ホームページ」でご案内しています。

法務局ホームページ  
(不動産登記申請手続)へ

法務局ホームページ  
(商業・法人登記申請手続)へ

上記のホームページの申請書様式及び作成方法をご覧になつた上でご不明な点がありましたら、「登記手続案内」をご利用ください。

登記手続案内をご利用いただくに当たって



## ◆完全予約制です。

ご利用に当たっては、事前の予約が必要です。  
あらかじめ電話又は窓口で日時を予約してください。

## ◆1回につき20分以内

1回のご利用は20分以内です。20分を過ぎますと、後に予約された利用者の方にご不便をおかけしますので、ご理解とご協力をお願いします。

## ◆ご利用は申請者本人

申請者本人（親族・従業員）のご利用に限ります。

## ◆書類はご自身で作成してください。

申請書様式や添付書類など必要な手続について説明いたしますが、書類は別途ご自身で作成願います。

## ◆事前審査ではありません。

申請前の書類に不備がないか事前に審査することはできません。申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。手続案内は、内容の適合性、登記の完了を保証するものではありませんので、ご理解のほどお願いします。

ご自身での申請書の作成が難しい、  
時間がないという方は、こちらにご相談ください。



滋賀県司法書士会  
☎ 077-525-1093  
URL:<http://www.sigakai.com/>

滋賀県土地家屋調査士会  
☎ 077-525-0881  
URL:<http://www.siga-kai.jp>

# 登記手続案内の予約申込み先

登記手続案内は、**事前予約制**です。

予約がないとご利用いただけません。

**なお、商業・法人登記に関するご案内は、本局のみで行っています。**不動産登記に関するご案内は、登記申請の提出先でない登記所であっても可能ですので、お近くの法務局をご利用ください。

**予約受付時間：平日午前9時00分から午後5時00分**

庁名	予約の申込み先	登記管轄
大津地方法務局 (本局) ※草津・守山サービスセンターの予約を含む。	☎077-522-4671 ♪ 音声案内が流れます ♪ ①を選択後、⑤を選択してください。	(不動産登記) 大津市・草津市・守山市・ 栗東市・野洲市 (商業・法人登記) 滋賀県全域
甲賀支局	☎0748-62-0259	(不動産登記のみ) 甲賀市・湖南市
彦根支局	☎0749-22-0291	(不動産登記のみ) 彦根市・犬上郡(豊郷町・ 甲良町・多賀町)・愛知郡 愛荘町
長浜支局	☎0749-62-0503	(不動産登記のみ) 長浜市・米原市
高島出張所	☎0740-22-2352	(不動産登記のみ) 高島市
東近江出張所	☎0748-22-0494	(不動産登記のみ) 東近江市・近江八幡市・蒲 生郡(日野町・竜王町)

住宅ローン等を完済した方へ！  
**簡単！登記申請**

抵当権抹消編  
申請書を作りましょう！



**YouTube大阪法務局チャンネル**  
において**抵当権抹消登記申請方  
法についての動画を公開してい  
ます！**



大津地方法務局



# ウェブ登記手続案内のご案内

不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

## ウェブ登記手続案内とは？

ウェブ会議（※）を利用して、法務局の担当者に、登記手続に関する質問をして、説明を受けることができるサービスです。

お手元のパソコンやスマートフォンから利用することができます。

また、予約は専用サイトから24時間可能です。

※Cisco Systems, Incが提供する「Cisco Webex Meetings」を利用します。

## ご利用の流れ

### ① 予約

インターネットで[「法務局手続案内予約サービス」](#)にアクセスして予約してください。

- ・不動産登記に関するウェブ登記手続案内：毎週木曜日（予定）
- ・商業・法人登記に関するウェブ登記手続案内：毎週木曜日（予定）  
(詳細は、予約サイトでご確認ください。)



### ② 招待メールの受信

法務局から、ウェブ会議招待メールをお送りします。ドメイン指定受信・拒否などの設定をされている方は、「legal-ab.reserve-mail@legal-ab.moj.go.jp」「messenger@webex.com」からのメールを受信可能な状態にしておいてください。

### ③ ウェブ登記手続案内

予約日時になりましたら、ウェブ会議招待メールに記載されているURL等からウェブ会議に参加して、法務局担当者とお話し下さい。

なお、1回のご利用時間は20分以内です。



## ご注意ください

- 1 ウェブ登記手続案内ができる対象は、大津地方法務局（支局・出張所含む。）の管轄内の不動産に関する登記手続と、商業・法人に関する登記手続です。
- 2 ウェブ登記手続案内は、「[Cisco Webex Meetings](#)」（Cisco Systems, Incが提供するウェブ会議サービス）を利用するため、インターネット接続及びウェブ会議が利用できるパソコン、スマートフォン又はタブレットが必要です。  
なお、ウェブ手続案内の利用に係る通信料は、利用者のご負担となります。
- 3 スマートフォン又はタブレットを利用する場合、「[Cisco Webex Meetings](#)」（無料版）のアプリが必要となりますので、あらかじめインストールをお願いします。
- 4 ウェブによる手続案内の様子を録音・録画することは禁止します。また、案内の回答内容を転用・転載することもお断りします。
- 5 ウェブ会議のネットワーク回線の通信状況により、不具合が生じるおそれがありますので、あらかじめご了承ください。
- 6 予約された時間から10分以上遅れた場合には、予約をキャンセルしたものとして取り扱います。